

第284回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

1 日 時：平成24年11月5日（月）9:46～10:00

2 場 所：第一特別委員会室

3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

11月5日午前6時現在の状況について報告する。

直近の測定結果で、最小値は、南会津地方、下郷町道の駅しもごうの $0.04\mu\text{Sv/h}$ 、
最大値は、相双地方、大熊町夫沢三区地区集会所の $32.90\mu\text{Sv/h}$ となっている。

おおむね横ばいまたは減少傾向を示している。

（2）福島県民向け電話相談窓口 週報について

オフサイトセンター事務局：別紙資料により説明

先週の相談件数は98件。

主な内容としては、⑩車の賠償をして欲しいのでスクリーニングしてくれる所はあるのか、という問い合わせがあった。こちらについては、2Fの毛萱・波倉スクリーニング場をご案内した。また、⑪川内村に住んでいる義父が山から採った松茸やキノコ類を食べており、子供に抱きついたりしているが、放射性物質が移ったりしないか心配だ、という質問があった。放射性物質は移ったりしません。ただし、川内村の野生キノコは、出荷制限になっているため食べるのは控えた方が良いと思われる、と回答した。

（3）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

10月29日から11月2日の相談件数は1件。

相談内容は、県北地区の果樹農家から東電の損害賠償の支払いに関する問い合わせでした。

（4）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」利用状況について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

先週の相談件数は65件。

主な問い合わせ内容は、自主的避難の1月以降の賠償はどうなっているのか、賠償に当たっては避難者だけでなく滞在している者のことも考えて欲しい、といったご意見。それから損害賠償の時効について「うやむや」にならよいようしっかり対応し

て欲しい、それから、財物関係では、建物以外に外構などの賠償について教えて欲しい、とったご相談があった。

(5) 経営・金融・労働の相談状況について

商工労働部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は11件。このうち金融関係は、制度資金に関する融資要件が1件、就職関係は、県外避難先で働いている避難者からの転職に関する相談1件、他9件は労働関係でした。

(6) 自主避難の関係について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

自主避難者の借上げ住宅支援の関係ですが、対象世帯は、今年（平成24年）11月1日までに既に県内に自主避難した世帯のうち、子ども又は妊婦のいる世帯といたします。入居期間は、他の借上げ住宅と同じように平成26年3月までといたします。受付期間は、今月15日から開始しまして平成24年12月28日で終了いたします。ただし、県外に自主避難している方につきましては、子ども又は妊婦のいる世帯について、この期間を超えても当面の間受付を行います。家賃の遡及は、行いません。家賃負担の適用につきましては、市町村に受付をした時点からとさせていただきます。受付の窓口ですが、従前の居住地である避難元の市町村に申し出をしていただくこととなります。その他として、平成24年11月1日時点で子ども（平成23年3月11日時点で18歳以下）又は妊婦の方がいる世帯を対象としておりますが、これは、震災から長期間が経過している現状を踏まえてこういった限定をさせていただいたうえで支援をさせていただくことでございます。市町村を越えて放射線量の高い所から低い所へ転居した方を対象にしていこうという考え方でございます。

県外の借上げ住宅の新規受付終了の関係ですが、昨年秋にも一度終了という話もございましたが、その後1年余りにわたって長期間受付してまいりました。この間、県外への避難者が減少の傾向が明確になってございます、また、逆に県内に帰還する方も大変多くなってございます。そこで、平成24年12月28日で新たに県外へ避難する方につきましては、受付を終了させていただきます。なお、現在既に避難されている方はそのまま住んでいただけるということでございます。

新規受付を終了する借上げ住宅は、民間の借上げ住宅のほかに公営住宅などもあります。現在、受付をしている23の県で新規で受付をするのが、平成24年12月28日まででございます。県外の避難者が県内へ帰還する場合の応急仮設住宅の受付は、当面実施しますが、県外の自主避難者が県内へ帰還する場合は、子ども又は妊婦のいる世帯に限定のうえ受付をさせていただきます。

内堀副知事：

この件について村田副知事からお願いいたします。

村田副知事：

只今、原子力損害対策担当理事から説明がありましたが、今回の措置は、県内自主避難者への対応と県外借上げ住宅の新規受付終了を一体的に行うことによりまして、現に困窮している県内自主避難者への支援と県外避難者の県内への帰還のための受け皿づくりをするという措置でございますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。ここで2つお願いをしておきます。1つは、申請の受付窓口が市町村となりますので、丁寧な説明が必要となります。早急に説明の機会を設けるようお願いをしたいと思います。2つめは、受付期間の関係がございますので、県民によく周知していただくようによろしくお願いいたします。この2点をしっかりとやっていただくようお願いいたします。

原子力損害対策担当理事：

わかりました。説明周知に努めてまいります。

(7) 災害対応調査事業について

生活環境部長：別紙資料により説明

東日本大震災の教訓をしっかりと記録に残すとともに、地域防災組織の資質向上につなげていきます。そのために、被災住民の聞き取り調査を実施するというものでございます。

今回の調査の対象は、県内避難者 150 人程度、県外避難者 50 人程度の 200 人程度を目標にしております。中には、高校生など、防災意識とか今後の将来に向けた明確な想いをもっている方も調査対象としたいと考えております。調査方法は、直接訪問して聞き取りをするという方式で、きめ細かく対応したいと考えております。聞き取りの項目は、発災前の防災意識とその対策、発災した時や発災後の対応などについても聞き取りをしてまいります。今後の予定ですが、第三者会議を設けて、第三者会議の意見を聞きながらどのようにまとめるとか、まとめたものをどう活用していくのかとか、を検討していきたいと考えております。最後に、第三者会議の構成は、5 名ですが、そのうち 2 名は南相馬市と浪江町の被災者に入っていただきまして直接の意見をお伺いして今後の施策に反映していきたいと考えております。

本日（11 月 5 日）からスタートしてまいりますので逐次御報告をしながら進めていきたいと考えております。

(7) ふくしまの赤ちゃん電話健康相談について

生子育て支援担当理事：別紙資料により説明

ふくしまの赤ちゃん電話健康相談の10月分を報告いたします。10月に相談があった件数は、89件でございます。相談内容は、資料のとおりであります。母乳に関する相談が多くなっております。相談受付した中で母乳の検査を申し込んだ方が27件となっております。割合として3割程度であります。これまでよりは、相談の中での母乳検査申込の割合は少なくなってきました。母乳検査の結果ですが、10月に検査機関に送付した36件すべて検査が終えており、放射性セシウムが検出されずといった結果になっております。これでこれまで検査をした累計378件すべてが放射性セシウムが検出されないといった状況になっております。

内堀副知事：

そのほか全体を通して皆さんの方から何かありますでしょうか。それでは知事よろしく願いいたします。

知事：

ご苦勞様。いろいろ報告がありました。震災から1年7ヶ月が経過して今なお16万の方が避難しているという状況です。本当に避難が長期化、また広域化しております。そういう中で、避難している人は本当に厳しい状況におかれておりますので、各部局しっかりと連携して避難者の支援、そして、帰還に向けた環境づくり・環境の整備にしっかりと取り組んで、避難者の方が早く帰還できる状況を実現するために連携しながらしっかりと取り組んでいただきたい。

県内自主避難者への借上げ住宅支援について

生活環境部、土木部

現在、災害救助法の支援の対象になっていない県内自主避難者の借上げ住宅支援について、下記のとおり実施します。

○対象世帯

平成23年3月11日以降、平成24年11月1日までに県内に自主避難した世帯のうち子ども又は妊婦のいる世帯とします。

○入居期間

平成26年3月31日までとします。

(避難指示区域世帯や全壊世帯と同じです。)

○受付期間

平成24年11月15日から12月28日までとします。

ただし、県外へ自主避難した子ども又は妊婦のいる世帯が、県内へ戻る場合については、当面の間受付を行います。

○家賃遡及

家賃遡及は行いません。

県の家賃負担は、借上げ住宅の入居申し出を市町村が受付した日から対象とします。

○受付窓口

避難元(従前の居住地)の市町村に申し出をしていただきます。

○その他

上記以外の取扱いは、「福島県借上げ住宅実施要綱」に準じます。

※ 自主避難世帯とは、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等が出ている地域外から避難している世帯又は住宅が全壊、全焼若しくは流失などで居住する住宅がない世帯以外の世帯です。

※ 子ども又は妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども(平成23年3月11日時点で18歳以下)又は妊婦の方がいる世帯です。
発災から長期間が経過したため、これらの世帯に絞って実施するものです。

※ 市町村を越えて避難した場合で、放射線量の高い場所から低い場所への転居を対象とします。

【問い合わせ先】

生活環境部

避難者支援課長

野地 誠

電話 024-521-8046

県庁内線5890

土木部 部参事(被災者住宅担当)

佐々木 和弘

電話 024-521-7522

県庁内線5341

県外借上げ住宅の新規受付終了について

生活環境部

現在、福島県から県外へ避難されている方に対し、災害救助法により応急仮設住宅としての借上げ住宅が提供されていますが、県外への避難者が減少傾向にあり、地元への帰還が始まっていることなどを踏まえ、県外借上げ住宅の新規受付を本年12月28日で終了します。

なお、既に県外借上げ住宅に避難している方への支援は継続されます。

○新規受付を終了する借上げ住宅

民間賃貸住宅のほか、自治体の公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅等も受付を終了します。

○現在まで新規受付を実施している自治体

岩手県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、石川県、
山梨県、長野県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県 (以上23県)

○その他

県外の避難者が県内へ帰還する場合の応急仮設住宅（借上げ住宅含む）の受付は、当面の間実施します。

ただし、県外の自主避難者が県内へ帰還する場合は、子ども又は妊婦のいる世帯に限ります。

【問い合わせ先】	生活環境部	避難者支援課長	野地 誠
	電話	024-521-8046	県庁内線5890